解散公告（第一回）

当土地改良区は、土地改良区法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十一年九月二十五日付けで埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十日

埼玉県羽生市大字中手子林九八五番地
清算法人手子林第二土地改良区
清算人代表　圖齋忠一郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年九月十五日開催の理事会・評議員会の決議並びに文部科学大臣の許可により、平成二十一年十月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十日

東京都港区赤坂五丁目三番六号
財団法人東京音楽祭協会
清算人　久保嶋教生

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年八月三十一日事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十日

愛媛県西条市千町六号七番地
財団法人千町共益会
代表清算人　髙橋　忠孝

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十一年八月二十八日開催の代議員会の決議により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十月二十日

東京都千代田区三崎町三丁目七番四号
ゆうちょ財団厚生年金基金
代表清算人　江嵜　正邦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年九月三十日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出が無い時は清算から除斥します。

平成二十一年十月二十日

奈良県吉野郡下北山村大字佐田四三三番地
財団法人佐田自治会
代表清算人　福田　文男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市鶴ヶ岱一丁目八二番地、最後の住所北海道釧路市旭町一番一〇六一号ラポール久寿里橋一〇六一
被相続人　亡　岩田　継夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十日

北海道釧路市宮本一丁目三番一一号弁護士法人笠井・伊藤法律事務所
相続財産管理人弁護士　伊藤明日佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県仙北市角館町白岩前郷二二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　菅原　憲良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十日

秋田県大仙市大曲栄町八番五号、阿部ビル二〇一号
相続財産管理人　草薙　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市植田町本町二丁目一番地一七、最後の住所福島県いわき市鹿島町下蔵持字沢目二〇番地の四
被相続人　亡　小野　庸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十日

福島県いわき市内郷綴町榎下四六番地の三
相続財産管理人　俣田さち子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県行田市行田四番地九、最後の住所埼玉県鴻巣市下忍四四六一番地特別養護老人ホーム吹上苑
被相続人　亡　蓮　涛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十日

埼玉県熊谷市仲町一〇番地
相続財産管理人　野口　英明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市浦和区本太二丁目二八六番地、最後の住所千葉市花見川区幕張町五丁目三八二番地一　アーベントハイム幕張花見川七〇三号
被相続人　亡　星野　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十日

事務所千葉市中央区本町三丁目七番五号ベリス三〇七号　千葉本町法律事務所
相続財産管理人　弁護士　内藤　太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市文下字村ノ内四三番地、最後の住所東京都小平市学園東町五八二番地の五八
被相続人　亡　佐藤　芳枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県遠野市綾織町下綾織二二地割一番地、最後の住所東京都狛江市和泉本町一丁目五番一―五〇七号　被相続人　亡　照井　壮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十日

東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市花見川区幕張町一丁目五〇三二番地の二、最後の住所千葉市稲毛区小中台町一五一九番地三アインズコートグレース棟一〇四号
被相続人　亡　愛澤　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十日

東京都中野区中野四丁目二番一号山忠ビル六階　相続財産管理人弁護士　上野　真裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市広岡町一丁目二番地合併八、最後の住所石川県金沢市八田町東九一二番地
被相続人　亡　桶川　一重

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十日

石川県金沢市大野町四丁目ハ三八番地
相続財産管理人　粟森　長八

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県引佐郡鹿玉村宮口一三三五番地ノ一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山田　せつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二十日

静岡県浜松市中区池町二二一番地の五
大石康智法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大石　康智